

## 技術上の基準に対応する事項 (移動式製造設備)

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 8 条	液 石 9 条				
第1項 製造施設の位置、構造及び設備の技術上の基準					
1 号	1 号	引火性、発火性の物の付近にな いこと (製造施設)			
2 号	2 号	警戒標 (製造施設)			
3 号	3 号	定置式製造設備の基準準用			
6-1-11 6-1-12	6-1-17 6-1-18	耐圧・気密試験 (高圧ガス設 備)	機器等一覧表のとおり。		
6-1-13	6-1-19	十分な強度 (高圧ガス設備)	強度計算書のとおり。		
4 号	4 号	消火設備 (可燃性ガス、酸素の 製造施設)			
5 号	5 号	定置式製造設備の基準準用			
6-1-42 イ	6-1-35 イ	容器置場・充てん容器等の基準 ・容器置場の明示・警戒標			
	ロ	・容器置場は二階建以下			
ロ ハ	ハ ニ	・置場距離 ・障壁の設置	第1種置場距離= _____ m (第1種保安物件 ( _____ ) までの距離: _____ m) 第2種置場距離= _____ m (第2種保安物件 ( _____ ) までの距離: _____ m)		
ニ		・充てん容器の直射日光を遮る ための措置 (可燃性ガス、酸素)			
ホ	ハ	・滞留しない構造 (可燃性ガス)			
	ト	・二階建容器置場の構造			
ハ		・自然発火に対して安全な措置 (シフト、ホライ、モシフト)			
ト		・除害措置 (特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、そ の他一部の毒性ガス)			
チ	チ	・消火設備 (可燃性ガス、酸素)			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 の 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 8 条	液 石 9 条				
第2項 製造方法の技術上の基準					
1 号	1 号	製造の基準			
イ	ロ	・保安距離(可燃性、毒性、酸素) 第1種保安物件に対し15m以上 第1種保安物件に対し10m以上			
ロ	ハ	・道路境界線に対して5m以上 (天然ガススタンド内での充てん)			
	ハ	・液面計又は過充てん防止装置 の設置確認 (1000%超)			
	ニ	・液面計及び過充てん防止装置 の設置確認 (1000%以下)			
ニ	ホ	・貯槽への液化ガスの充てん			
ホ	ハ	・原動機からの火花の放出を防止する措置 (シクロプロパン等)			
ハ	ト	・製造設備と貯槽の接続部分の措置 (可燃性、毒性、酸素)			
ト	チ	・静電気を除去する措置 (可燃性ガス)			
チ	リ	・車両の固定			
リ	イ	・車両に固定された容器には充てんしない			
ヌ		・再充てん禁止容器への充てん			
6-2-2ト		・一般複合容器等への充てん			
6-2-2チ					
2 号	2 号	定置式製造設備の基準準用			
6-2-8	6-2-7	容器置場及び充てん容器等の基準			
イ	イ	・充てん容器、残ガス容器の区分貯蔵			
ロ		・可燃性ガス、毒性ガス、酸素 液化石油ガスの区分貯蔵			
ハ	ロ	・計量器等以外の設置制限			
ニ	ハ	・火気等の禁止			
ホ		・温度40℃以下に保つ措置			
ハ	ホ	・転落、転倒、バルブの損傷防止措置			
ト	ハ	・置場への携帯電灯以外の持込禁止 (可燃性ガス)			